

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鈴鹿市	久間田地区	令和3年1月12日	令和4年10月27日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	279ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	160ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	98ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	80ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	23ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>久間田地区においては、農家の高齢化、後継者不足、担い手不足により、下大久保では主に田畑の、花川・岸田では主に茶畑の営農継続が困難であり、耕作放棄地の増加が深刻である。(令和元年度 A分類農地 3.7ha) 大規模な茶園地帯が広がっているが、農家の耕作地が分散錯綜しているため、作業効率が悪い。サルをはじめとする獣害や、台風の大規模化等異常気象・自然災害で収穫量に悪影響が出ている。人脈がなく、農業技術が不足している農家が多い。取れ高に関わらず、設備投資、維持費用が負担となる。新型コロナウイルス感染症等の影響により、売れ行きが不調で、損益となる。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>地区の農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p> <p>茶園地帯においては、集落単位で話し合いを行い、農地の集約化を進めることで、既存農家は効率性を上げつつ、新規参入者を受け入れるため、農地利用の具体的な計画を立案する。</p> <p>水田地帯においては、中心経営体への集約化を引き続き進める。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>研修会の実施方針</p> <p>「ヒト」「モノ」「カネ」いずれも欠くことはできないが、特に「ヒト」の育成が必要であるため、新規就農者・既存の地域農業者・農業参入希望者が集まり、効率的な最新の農業技術を学び合うための場を設ける。また、人脈作りの場としても活用し、集落ごとの風土や環境面で留意する点を共有することで、農業参入段階でそれらの知識の習得機会となり、早期の離農を防ぐ効果も期待できる。新規就農者が未永く地域農業に携わっていただけるような手厚いサポート体制の構築を進めていく。</p>
<p>組織の設立への方針</p> <p>個人農家での活動には限界があるため、営農技術の伝授、資金・設備面での援助ができるような組織を立ち上げる。一例として、茶畑などに対しては鈴鹿茶ブランド「かぶせ茶」のフランチャイズ形式も考えられる。フランチャイズ形式とは、そのサービスを提供したい者が、そのノウハウを有する者から権利を借り、見返りとして対価を支払うものである。コンビニなどにその実例が見られるが、農業においても近年フランチャイズ化の動きがみられる。この形式では既存の農家からマニュアル・知識・販路等の伝授を受けることができる点も大きな強みである。(副次的に地域への資金流入も見込める)</p>
<p>農業保険(収入保険・農業共済)への加入促進</p> <p>新型コロナウイルス感染症や自然災害の影響により、多く作ってもその分損益となる豊作貧乏となり、結果的に減産・減反を強いられる状況であるため、リスクに備え、安定した所得を得られるように、農業保険への加入について検討する。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構の制度を活用し農地を集積し、遊休農地の発生を未然に防ぐよう努める。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく</p>